

WITH HARAJUKU HALL

新型コロナウイルス感染症に関する 施設利用ガイドライン

[目次]

1.	はじめに.....	5
1.	基本姿勢.....	5
2.	参考とする情報	5

第 1 章

感染防止策の基本的な考え方

1.	新型コロナウイルス感染症の基本情報.....	6
1.	用語定義.....	6
2.	新型コロナウイルス感染症に関する基本情報	6
2.	感染源の水際対策【入館時の対策】	7
1.	疑陽性者の入館制限	7
2.	手指等に付着したウイルスの除去	7
3.	靴底に付着したウイルスの除去	8
3.	入館後の無症状陽性者対策	8
1.	「三つの密」を回避する重要性.....	8
2.	「密閉空間」回避①_換気量基準	8
3.	「密閉空間」回避②_当施設の換気機能	9
4.	「密集空間」回避	9
5.	「密接空間」回避	9
4.	濃厚接触者対策の考え方	10
1.	濃厚接触者の定義.....	10
2.	イベント関係者及び来場者の濃厚接触のリスク評価	10
3.	濃厚接触者のグルーピングによる対策.....	10
5.	消毒・除菌方法の選定	10
1.	消毒・除菌方法の基準	10

2.	手指のウイルス対策.....	11
3.	モノに付着したウイルス対策	11
4.	衣類に付着したウイルス対策.....	12
5.	モノに付着したウイルスの生存期間	12

第2章

当施設の感染防止策取り組み

1.	当施設スタッフ 及び その他入館者に係わる感染防止策	13
1.	当施設スタッフへの対策	13
2.	アルバイト及び協力会社への対策	13
3.	打合せ・下見等の入館者への対策.....	14
2.	イベントに係わる感染防止策.....	14
4.	施設内の消毒作業.....	14
5.	施設内での感染防止策注意喚起	14
6.	当施設の感染防止策用の設置備品 及び 貸出備品	14
3.	当施設の収容率基準.....	15

第3章

ご利用者に実施いただく感染防止策

1.	イベント関係者に係わる感染防止策	16
1.	新型コロナウイルス感染症 担当責任者の設置	16
2.	事前準備.....	16
3.	事前告知.....	16
4.	当日入館時の対策.....	17
5.	控室・バックヤードに関する対策.....	17
6.	ヒト・モノの接触に関する対策	17
7.	ケータリングなどの飲食対応	17
2.	演出に係わる感染防止策	18
1.	ステージ上の対策	18
2.	演出上の禁止行為等	18
3.	運営に係わる感染防止策	18
1.	当日の入退場 及び 当日タイムスケジュールの調整	18
2.	来場者リストの作成.....	19
3.	来場者の待機列対応	19
4.	受付 または チケットもぎり対応.....	19
5.	物販実施方法	19
6.	特典会実施方法	20

4. 来場者に係わる感染防止策	21
1. 来場者への事前告知	21
2. 入館時対応	21
3. 本番中の対応 及び 影アナウンス	21
5. ケータリング（飲食）提供時の感染防止策	21
1. お弁当の提供	21
2. 懇親会の実施	22
6. 展示会・展覧会・セールの感染防止策	22

第4章

陽性者対応の基本的な考え方

1. 感染者に係わる基本的な対応	23
1. 疑陽性者が発生した場合の相談窓口	23
2. 疑陽性者の PCR 検査までの流れ	23
3. 陽性者発覚後の保健所の調査の流れ	24
4. 陽性者発覚後の自主的なヒアリングの重要性	24

第5章

陽性者等が発生した場合の当施設の対応

1. 陽性者発覚時の当施設の対応	26
1. ご利用者から情報共有いただいた場合	26
2. ご利用者以外の情報ルートで発覚した場合	26
2. 保健所調査に対する当施設の基本姿勢	26
1. 保健所の調査対象となった場合の対応	26
2. 当施設が感染施設に指定された場合の対応	26
3. 当施設スタッフ及び当施設関係者が陽性者となった場合	27
1. 基本的な対応	27
2. ご利用者への共有	27

第6章

陽性者等が発生した場合のご利用者を実施いただく対応

1. 当施設への情報共有事項	28
1. 当施設に共有していただく情報	28
2. 情報共有対象期間	28
2. 入館制限の該当者が発生した場合の対応	28

1.	来場者の場合	28
2.	イベント関係者の場合	28
3.	入館後の体調不良者が発生した場合の対応	29
1.	体調不良者への問診の実施	29
2.	体調不良者に対応するスタッフの感染防止策	29
4.	PCR 検査受診者 及び 陽性者が発生した場合	29
1.	PCR 検査受診者が発生した場合	29
2.	陽性者が発生した場合	30
5.	陽性者発生後の対応.....	30

その他

1.	本ガイドラインの変更	30
1.	変更の可能性	31
2.	変更の周知	31
2.	その他	31

1. はじめに

1. 基本姿勢

WITH HARAJUKU HALL（以下、当施設）は、新型コロナウイルス感染症に係わる情報収集に努め、正しい知識を持ってコロナ禍のイベント開催に必要な情報を発信していきます。

また、当施設は多くの感染防止策備品の提供と積極的な感染防止策を講じております。

また、本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症の基本的な情報」、「当施設側の感染防止策の取り組み」、「ご利用者の皆さまにご協力いただきたい感染防止策」の大きく3点を取りまとめております。ご利用者の皆さまには感染防止策の取り組みにご理解いただき、より安全安心なイベント開催に向けてご協力いただければ幸いです。

本ガイドラインの内容は、当施設が現段階で情報収集した中で有効と考える対策を取りまとめておりますが、当施設が示す感染防止策よりも有効だと思われる対策の提案には柔軟に対応していきます。当施設は一刻も早いコロナ禍の収束を祈りつつ、感染リスクを出来る限り抑えた形のイベント開催のサポートに取り組んでいきます。

2. 参考とする情報

本ガイドラインを策定するにあたり参考とする情報は下記の通りとなります。当施設の事業に係わる項目を総合的に判断し、本ガイドラインを策定しております。

- [1] 東京都発表の「[令和2年9月19日以降におけるイベント開催制限等について](#)」（2020年9月18日）の内容及び、政府・東京都が感染防止策として示す資料の中で当施設の事業に関わりのある内容。
- [2] 公益社団法人全国公民館連合会が策定した「[公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン](#)」（2020年5月25日）の内容。
- [3] 当施設が入居する WITH HARAJUKU の感染防止策に係わる指針の内容。
- [4] 管轄保健所等へのヒアリング内容。

第 1 章

感染防止策の基本的な考え方

1. 新型コロナウイルス感染症の基本情報

1. 用語定義

本ガイドラインのヒトの状態を示す用語の定義は下記の通りとなります。

- ・感染者……………ウイルスに感染しているが発症していない者。もしくは感染力を持たない者。
- ・陽性者……………感染者の中で発症した者。もしくは感染力を持ち PCR 検査で陽性と判断された者。（症状の有無は係わらず）
- ・無症状陽性者…陽性者の中で症状が出ていない者。
- ・疑陽性者……………新型コロナウイルス感染症と似た症状があり、陽性者と疑われる者。
- ・入館制限者………当施設の入館制限対象となる者。詳細は [\[1 章 2-1\]](#) に記載。疑陽性者と同じ類。
- ・濃厚接触者………陽性者と濃厚接触あった可能性がある者の中から保健所が濃厚接触者と指定した者。詳細は [\[1 章 4-1\]](#) に記載。

2. 新型コロナウイルス感染症に関する基本情報

下記の基本情報は、厚生労働省が医療従事者向けに策定した「[新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き](#)」（第 2.1 版 | 2020 年 6 月 17 日）の内容及び世界保健機関（以下、WHO）サイト内の「[コロナウイルスに関する Q&A](#)」の内容を参考とし記載しております。

[1] 一般的な症状

- ・よくある症状……………発熱、咳、頭痛、倦怠感
- ・その他の症状……………下痢、嘔吐、味覚・嗅覚障害

[2] ウイルスの感染方法

- ・主な感染方法……………飛沫感染
- ・副次的な感染方法…飛沫によりヒト・モノに付着したウイルスからの接触感染

[3] 効果的な感染予防策

- ・ ヒトから少なくとも1 m離れること。
- ・ 定期的に石鹸、アルコールによる手指の消毒

[4] ウイルスの潜伏期間・発症時期・感染可能期間

- ・ 潜伏期間………感染者となりウイルスが体内に潜伏している期間。潜伏期間は、およそ感染から1日~14日間が目安。この時点ではPCR検査は基本的には陰性反応となる。発症する可能性がある期間となる。
- ・ 発症日………潜伏期間中に発症した日。感染からおおよそ5日後の発症が多い。無症状陽性者で発症した日が明確でない場合、保健所はPCR検査を実施した日を発症日と定める。
- ・ 感染可能期間…ヒトに感染させる力を持っている期間。発症日2日前から発症後10日間程度の期間が感染される力を持っているとされる。

2. 感染源の水際対策【入館時の対策】

1. 疑陽性者の入館制限

ヒトを介した感染を防ぐため、[\[1章-1-1 疑陽性者\]](#)を入館させないことは優先度の高い感染防止策となります。当施設の入館制限の対象者（以下、入館制限者）は下記の通りとなります。

- [1] 入館時に37.5度以上の発熱、咳（息苦しさ）、頭痛、倦怠感（関節痛・身体が重い）、味覚・嗅覚障害、下痢、嘔吐の症状がある者。（感染可能期間の観点から14日間以内の症状を聞けるとなお良い）
- [2] 陽性者との濃厚接触がある者。または、保健所に濃厚接触者と指定されている者。
- [3] 過去14日間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域の在住者との濃厚接触がある者。
- [4] 新型コロナウイルス感染症の陽性判定を受け、現在医師に自宅待機指示を受けている者。

2. 手指等に付着したウイルスの除去

ヒト自体が感染していない場合でも、手指等にウイルスが付着している可能性があります。このため、入館前に手指等の消毒による除菌が必要となります。また、入館後も適宜手洗い・手指消毒を促すことにより、付着したウイルスからの接触感染を抑えることが出来ます。

3. 靴底に付着したウイルスの除去

アメリカ疾病管理予防センターが出版している雑誌「EMERGING INFECTIOUS DISEASES」内の記事で「[病棟におけるウイルス分布についての研究結果](#)」を発表しました。その中で床面に付着するウイルスが他の場所より比較的多く、靴底がウイルスを運ぶ要因となる可能性を指摘しております。厚生労働省は靴底消毒を現段階で推奨はしていませんものの、多くの病院が院内感染対策として靴底消毒を実施しております。このことから、水際対策として靴底消毒は有効と考えられます。

3. 入館後の無症状陽性者対策

1. 「三つの密」を回避する重要性

上記の通り、症状のある [\[1 章 2-1 入館制限者\]](#) や付着したウイルスの流入を防げたとしても、無症状陽性者が入館してしまう可能性はゼロにはなりません。無症状陽性者の入館を前提に防止策を講じる必要があります。その中で、有効な考え方として「三つ密の回避」があります。新型コロナウイルス感染対策専門家会議が 2020 年 3 月 19 日「[新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言](#)」内で示したいわゆる「三つの密」の条件がすべて重なった場合、感染を拡大されるリスクが高まるとされております。この「三つの密」をいかに回避し、感染拡大のリスクを低減させるかが重要となります。3 つの密とは下記の 3 点となります。

[1] 密閉空間：換気の悪い場所

[2] 密集場所：多数が集まる密集場所

[3] 密接場面：間近で会話や発生が行われる場面

2. 「密閉空間」回避①_換気量基準

密閉空間を回避するためには換気の良い環境を作ることが重要となります。厚生労働省は 2020 年 3 月 30 日「[商業施設等における“換気の悪い密閉空間”を改善するための換気について](#)」内の資料で一人当たりの換気量の基準を示しております。資料内を要約すると「ビル管理法に定められている“一人当たり 30 m³/h”の換気量で“換気の悪い場所”を避けられるが、毎時 2 回の室内換気に値する“一人当たり 48 m³/h”の換気量がより望ましい」としてあります。このことから厚生労働省は、一人当たり換気量が少なくとも 30 m³/h (48 m³/h が望ましい) の場合、「密閉空間ではない」としてあります。

3. 「密閉空間」回避②_当施設の換気機能

当施設の換気機能はいずれの場所も感染防止策に有効な換気基準を上回る数値となっており
ます。また、集客人数を制限することにより、一人当たりの換気量はより高い数値となりま
す。但し、積極的な換気による感染防止策が有効であることから、定期的に扉を開けた換
気は必要と考えます。

※換気基準値 … 一人あたりの換気量 30 m³/h (48 m³/h がより望ましい) [\[1 章 3-2 参照\]](#)

[1] ホール内換気量

- ・総換気量……………9,000 m³/h
- ・一人あたりの換気量……60 m³/h (150 名[収容率 50%] の場合)

4. 「密集空間」回避

イベントの特性上、密集を完全に回避をすることはとても困難であります。そのことを認識
し、状況に応じた対策が必要となります。主に密集をなるべく避ける方法として、「整列時
に最低 1m の間隔を設ける対策」や「時間差入退場の実施」が有効と考えられます。それ
で、「一時的な密集」は避けられません。密集空間が避けられない場合は、「密閉・密接」
の対策をより積極的に実施することが有効と考えられます。

5. 「密接空間」回避

当施設では、WHO サイト内の [「コロナウイルスに関する Q&A」](#) を参考に下記の状態を密接
と考えます。

- [1] マスク着用時「ヒトとヒトとの距離を 1m 空けられない状態」での「日常会話より大きい
声」を発する場面。
- [2] マスク未着用時「ヒトとヒトとの距離を 2 m 空けられない状態」での「日常会話程度の
声」を発する場面。

密接時は、「声の発生を極力控えること」や「飛沫防止シート・フェイスシールド等」によ
り飛沫を直接受けない対策が必要となります。

4. 濃厚接触者対策の考え方

1. 濃厚接触者の定義

国立感染症研究所 感染症疫学センターが発表した「[新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領](#)」（2020年4月22日版）内で濃厚接触者の定義を下記のようにされております。（一般に係わる項目のみ記載）

また、保健所はこの定義を基に濃厚接触者の調査をいたします。

- [1] 陽性者と同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）があった者
- [2] 陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- [3] 手の触れることの出来る距離（目安1m）で、必要な感染予防策なし（マスク未着用等）で陽性者と15分以上の接触があった者。（周辺環境や接触状況等個々の状況から総合的に判断）

2. イベント関係者及び来場者の濃厚接触のリスク評価

イベントに係わる陽性者発生については、来場者よりもイベント関係者間で複数の陽性者が発生する事例が多くなっております。来場者については基本的な感染防止策に協力いただくことでイベントに参加することによる濃厚接触のリスクが大幅に増えることはないと考えます。但し、イベント関係者間では打合せ、会議、リハーサル等による長時間同じ場所に滞在することが多くなること、舞台上では万全な体制での感染防止策が取りにくいことから、濃厚接触のリスクが高まると考えられます。このことから、イベント当日のみに関わらず、イベント企画段階から濃厚接触を極力減らす対策を講じることが必要となります。

3. 濃厚接触者のグルーピングによる対策

イベント関係者間ではどうしても濃厚接触者に該当する状態となってしまうことが多くございます。例えば、すでに濃厚接触者に指定されるであろうグループ（同所属会社スタッフ、常時チームとして動いているグループ等）での控室の割振りをするなど、新たな濃厚接触者を増やさない対策に注視する必要があります。

5. 消毒・除菌方法の選定

1. 消毒・除菌方法の基準

（独）製品評価技術基盤機構（以下、NITE）が消毒方法の有効性評価をとりまとめ、その内容を厚生労働省のサイト内「[新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について](#)」にて公表しております。

2. 手指のウイルス対策

手指のウイルス対策は、洗い流すことが最も重要とされております。このため、石けん・ハンドソープを用いた手洗いが最も効果的であり、流水だけでも効果があります。アルコール消毒は手洗いが出来ない場合の選択肢となります。下記が手指のウイルス対策で効果がある順番での表記となります。

- [1] 石けん・ハンドソープで 10 秒間もみ洗い、流水で 15 秒間すすぐ。
- [2] 流水で 15 秒間以上の手洗い。
- [3] アルコール（濃度 70%以上 95%以下のエタノール）をよく擦り込み消毒。

3. モノに付着したウイルス対策

モノに付着したウイルス対策はアルコール消毒よりも下記の方法が推奨されております。

[1] 熱水

食器・箸などは 80℃の熱水に 10 分間以上さらすことでウイルスが死滅します。

[2] 塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）

テーブル・ドア等は、家庭用漂白剤（代表例：花王ハイター）を 0.05%の濃度に薄めて拭くことで無毒化することができます。

 対象商品・使用時の注意は「[新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう](#)」をご参照ください。

[3] 洗剤（界面活性剤）

テーブル・ドア等は、界面活性剤を含む家庭用洗剤（代表例：花王マイペット）で拭き取ること無毒化することが可能です。

 NITE が示した「[有効と判断された界面活性剤を含む家庭用洗剤のリスト](#)」（2020 年 7 月 13 日版）※資料内の住宅家具用洗剤から選定することをお勧めします（台所用合成洗剤は使用方法に注意が必要なため）

[4] 次亜塩素酸水

テーブル・ドア等は、一部の次亜塩素酸水も有効です。但し、次亜塩素酸水は多義的であり商品選定や使用方法に条件が複数ある為、上記[2][3]のいずれかを使用されることをお勧めします。また、次亜塩素酸水と次亜塩素酸ナトリウムは別物となります。

[5] アルコール（濃度 70%以上 95%以下のエタノール）をよく擦り込み消毒。

4. 衣類に付着したウイルス対策

衣類（衣装）に関しては、洗濯によりウイルスを洗い流す効果があることから、通常の洗濯で除菌効果があると考えられております。洗濯ができない衣類の場合、アルコールスプレーを噴霧することで一定の除菌効果を期待することはできます。

また、北里大学独自の研究結果から下記の商品による除菌効果が得られたとの発表もあります。[（プレスリリース参照）](#)

- [1] 洗濯洗剤……………花王アタック高浸透リセットパワー、アタック ZERO
- [2] 漂白剤……………花王ワイドハイターEX パワー液体、ワイドハイターEX パワー粉末
- [3] 除菌スプレー…花王リセッシュ除菌 EX プロテクトガード

5. モノに付着したウイルスの生存期間

アメリカの国立アレルギー・感染症研究所等の研究グループの研究結果を掲載した医学雑誌「The NEW ENGLAND JOURNAL of MEDICINE」内の論文 [（記事参照）](#) によるとモノに付着したウイルスの生存期間を下記の通りと示しております。

- [1] 空気中……………3 時間
- [2] 銅……………4 時間
- [3] 段ボール……………24 時間
- [4] ステンレス……………48 時間
- [5] プラスチック……………72 時間

-  同様の研究はいくつか発表されているが、上記研究結果を WHO サイト内の [「コロナウイルスに関する Q&A」](#) に掲載していることから同研究を選定。
-  衣類に関する明確な研究結果はないが、段ボールと同様の特性があることから、24 時間程度と考えられている。

第 2 章

当施設の感染防止策取り組み

1. 当施設スタッフ 及び その他入館者に係わる感染防止策

1. 当施設スタッフへの対策

当施設は下記事項を当施設スタッフ（社員）に義務付けております。

- [1] 毎日出社前、出社時の検温と体調報告を行い、その記録の内容を 1 か月間保管。
- [2] 上記報告時、[\[1 章 2-1 入館制限者\]](#) に該当する場合、対象スタッフの出勤を停止。
- [3] 病院及び保健所の指示で PCR 検査を受けた場合、当該スタッフとの濃厚接触が疑われる者は自宅待機とし、当該スタッフが日常的に利用していた場所の消毒を実施。
- [4] 業務時間内のマスク着用。
- [5] 不特定多数と接する場合はフェイスシールドの着用。
- [6] 入館時の手指アルコール消毒。
- [7] 定期的なアルコール消毒、手洗い、うがいの実施。
- [8] 新型コロナウイルス感染症とその感染防止策について正しい知識を身に付けるための講習会の実施。

2. アルバイト及び協力会社への対策

当施設のアルバイト及び当施設を出入りする協力会社には下記事項を義務付けております。

- [1] 入館時の検温と体調報告を実施し、その記録の内容を 1 か月間保管。
- [2] 上記報告時、[\[1 章 2-1 入館制限者\]](#) に該当する場合、当該スタッフの入館一時禁止。
- [3] 病院及び保健所の指示で PCR 検査を受けた場合、当該スタッフとの濃厚接触が疑われる者を含め入館を一時禁止とし、当該スタッフが利用していた場所の消毒を実施。
- [4] 業務時間内のマスク着用。
- [5] 入館時の手指アルコール消毒。
- [6] 定期的なアルコール消毒、手洗い、うがいの実施。

3. 打合せ・下見等の入館者への対策

打合せや下見等で入館する方へは下記の事項をお願いしております。

- [1] 入館時の検温。
- [2] 検温時、[\[1 章 2-1 入館制限者\]](#) に該当する場合、入館のお断り。
- [3] 業務時間内のマスク着用。
- [4] 入館時の手指アルコール消毒。

2. イベントに係わる感染防止策

4. 施設内の消毒作業

日常清掃時にドアノブ、トイレの便座・洗面台、控室内の備品、その他手の触れやすい箇所を消毒。

5. 施設内での感染防止策注意喚起

当施設では、下記の方法を用いて来場者及びイベント関係者へ感染防止策の注意喚起を実施いたします。

- [1] 建物内デジタルサイネージでの放映
- [2] ホワイエ・トイレ等でのポスター掲示
- [3] 控室・バックヤードでのイベント関係者向けのポスター掲示

6. 当施設の感染防止策用の設置備品 及び 貸出備品

当施設内の設置備品 及び ご利用者への貸出備品は下記の通りとなります。

- [1] 当施設入口に来場者用アルコール 2 台の設置。
- [2] バーカウンター・控室・搬入 EV 入口にアルコールの設置（計 4 カ所）。
- [3] 非接触体温計の貸出（2 台）。
- [4] 対面用飛沫防止シートの貸出（受付用、バーカウンター用）
- [5] 靴底消毒用のマットの設置（入口常設）
- [6] 使い捨てゴム手袋の提供（4 名分程度/1 日）

[7] 催事来場者のマスク未着用者にマスク無償提供（ 1 日 5 0 枚上限/ご利用者が来場者に事前告知でマスク着用を促している場合に限る）。

[8] 待機列エリア、トイレ等の整列位置を示した足型マークの設置（利用内容に沿って変更可能）。

3. 当施設の収容率基準

当施設の収容率については東京都が示す「[令和 2 年 9 月 19 日以降におけるイベント開催制限等について](#)」（2020 年 9 月 18 日）」に従うものとします。

今後、政府・自治体から変更が出た場合は、随時更新いたします。

第3章

ご利用者に実施いただく感染防止策

1. イベント関係者に係わる感染防止策

1. 新型コロナウイルス感染症 担当責任者の設置

新型コロナウイルス感染症に関する情報を統率し、万が一の事態に円滑な対応をする観点からも担当責任者を設置することをお勧めします。担当責任者を設置する場合、その情報をイベント関係者 及び 当施設担当者に共有をお願いします。

2. 事前準備

当日必要となる事前準備及び協議を入念に進めることをお勧めします。

- [1] 当日来場するイベント関係者の「所属企業・氏名・連絡先等」をリスト化し、おおよそ3週間を目安にリストを保管すること。また、イベント関係者には管轄保健所の指示により、リスト内の個人情報を開示する可能性がある旨の承諾得ること。
- [2] 当日入館時に [\[1章 2-1 入館制限者\]](#) に該当するイベント関係者が発生した場合の対応フローの事前協議。
- [3] イベント関係者から疑陽性者及び陽性者が発生した場合の対応フロー及び情報公開フローの事前協議。
- [4] 本ガイドラインを考慮し、当日の感染防止策の実施範囲の協議。

3. 事前告知

イベント関係者に対して下記のことを事前に告知し、感染防止策の協力を促すようお願いします。

- [1] 新型コロナウイルス感染症 担当責任者の連絡先の共有。
- [2] 現時点で [\[1章 2-1 入館制限者\]](#) に該当する場合、もしくは [\[1章 1-2 感染拡散期間\]](#) の観点から10日間以内に [\[1章 1-2 一般的な症状\]](#) があった場合、事前に申し出を促し、担当責任者に相談をすること。また、打合せ・リハーサル時も含め、体調が心配な場合は自己申告をするよう促すこと。
- [3] 当日の感染防止策を示し、その理解と協力を促すこと。

- [4] [「新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA」](#) のインストールを勧めること。

4. 当日入館時の対策

イベント関係者の入館時も必ず下記のことを実施してください。

- [1] 予め入館時の検温などの対応をするスタッフを決めておくこと。
- [2] 当施設内及び当ビル内でのマスクの着用の義務化。
- [3] 入館時の検温・体調チェック 及び 手指消毒の義務化。また、検温・体調チェックのために予めイベント関係者リストを作成し、体温・体調等を記録することを推奨。
- [4] [\[1章 2-1 入館制限者\]](#) に該当する症状が確認された場合は入館をさせない。疑陽性者及びそれに類するスタッフが発生した場合、[\[3章 1-2 事前準備\]](#) で決めた対応フローに沿って対応すること。

5. 控室・バックヤードに関する対策

控室・バックヤードについては下記のことを念頭に感染防止策に努めてください。

- [1] 控室の割り振りは [\[1章 4-4 濃厚接触者のグルーピング\]](#) を念頭に検討すること。
- [2] 控室等の扉は常時もしくは定期的に開け、換気を実施すること。
- [3] イベント関係者間での距離を取る意識と距離が近い場合は会話を極力控えるための注意喚起の掲示。
- [4] 喫煙所の定員は遵守し、会話を禁止するよう注意喚起すること。

6. ヒト・モノの接触に関する対策

ヒト・モノが感染源にならないよう下記の感染防止策に努めてください。

- [1] 筆記用具・イベント備品などの共有備品は使用する前と後に消毒を実施すること。
- [2] 所有する備品・道具等の貸し借りは原則禁止とし、貸し借りする場合はその前と後で消毒を実施すること。

7. ケータリングなどの飲食対応

イベント関係者に飲食物を提供する場合は下記の点を遵守してください。

- [1] ケータリングスタッフは手指等の消毒を実施し作業をすること。
- [2] ブッフェ形式の提供の禁止とし、予め取り分けられた飲食の提供をすること（個包装されていることが望ましい）。
- [3] ドリンクも同様に個別に配布するペットボトル等を取ること。

[4] 飲食物の近くに消毒液もしくは除菌シートを設置し、飲食前にアルコール消毒を促すこと。

[5] ケータリングのゴミ等を撤収した後は、ケータリングスタッフは手指等を消毒すること。

2. 演出に係わる感染防止策

1. ステージ上の対策

ステージ上のレイアウト・立ち位置を決める際は下記のことを念頭に調整をお願いします。

[1] イベント企画段階でステージ上の登壇者の数を極力少なくする調整を行うこと。

[2] 登壇者の立ち位置はなるべく間隔を空ける調整を行うこと。

[3] 十分な間隔があげられない場合は、アクリルパネル等の設置を検討すること。

[4] ステージ前から客席最前列までの距離を最低 2m 空けること。

2. 演出上の禁止行為等

下記の演出又はこれに類する演出は感染拡大の可能性があるので禁止とします。

[1] 来場者の近くで大声を出すなどの行為。

[2] 来場者に対して握手・ハイタッチをする行為。

[3] ステージ上に来場者を呼びこむなどの参加型演出。

[4] 来場者に対し日常会話よりも大きな声出しをさせる演出、もしくはそれを煽る行為。

3. 運営に係わる感染防止策

1. 当日の入退場 及び 当日タイムスケジュールの調整

来場者の滞留による密集を避けるため、当日タイムスケジュールを検討する際に下記の点を念頭に調整をお願いします。

[1] 開場時は時間差入場を検討すること。

[2] 開場時間から開演時間まで 1 時間程度の間隔を設けること。

[3] 1 日 2 公演以上をおこなう場合は、直前の公演の終演時間から次の公演の開場時間まで 1 時間設けること。

[4] 退場時は時間差退場を検討すること。

2. 来場者リストの作成

来場者から陽性者が発生したことを想定し、下記のような方法を用いて、当日の氏名・連絡先・をリスト化するようお願いします。来場者リストはおおよそ3週間を目安に保管してください。また、個人情報を取得時に管轄保健所から指示があった場合に限り、情報開示する旨の承諾を得てください。

- [1] 事前に当日来場者をWEBフォームや会員アカウントを活用し登録させる方法。
- [2] 当日来場時にチケット半券等に記入させ回収する方法。
- [3] 当日来場時にQRコードを掲示し、専用フォームから登録させる方法。

3. 来場者の待機列対応

開場時間前にパッサージュで待機列を形成する場合は、最低でも1m間隔を保ち整列させること。待機列が1m間隔を保てない場合は、開場時間前であってもホワイエ開場を実施すること。

 参考情報

パッサージュ（1m間隔）：約50名

4. 受付 または チケットもぎり対応

来場者の入場時に受付手続き及びチケットもぎりが発生する場合は下記のことを遵守してください。

- [1] チケットは可能な限り電子チケットを活用すること。
- [2] 紙チケットの場合は、来場者自身が半券の切り取りを行い、チケットBOX等に投入する等の非接触の方法を優先すること。
- [3] 受付（もぎり）スタッフと来場者の間に飛沫防止シート等（当施設貸出有）設置、もしくはフェイスシールドを着用し、飛沫防止策を講じること。
- [4] 受付（もぎり）スタッフと来場者が直接接触してしまう可能性がある場合は、使い捨てゴム手袋等（当施設提供有）を担当スタッフに着用させること。

5. 物販実施方法

物販を実施する場合は下記の点を遵守してください。

- [1] イベント当日物販を実施しないことを最優先に検討し、オンラインによる販売等を検討すること。

- [2] 物販を実施する場合、飛沫防止シート等（当施設貸出有）設置、もしくはフェイスシールドを着用し、飛沫防止策を講じること。
- [3] 来場者にはキャッシュレス決済を促すこと。現金でのやり取りが発生する場合はコイントレーなどを用いて直接の接触を避けること。
- [4] 物販スタッフと来場者が直接接触してしまう可能性がある場合は、使い捨てゴム手袋等（当施設提供有）を担当スタッフに着用させること。
- [5] 調理が生じる飲食物の販売をしないこと。
- [6] 限定品などの早く来館した来場者が得をするような販売方法を実施しないこと。
- [7] 先行物販を実施する場合、先行物販終了時間から開場時間まで 30 分の間隔を設けると。
- [8] 待機列形成の際は最低 1m の間隔を設けること（当施設で足型マーク設置可能）。
- [9] その他、事前滞留・混雑の予想がされる物販については、事前予約・事前整理券配布または座席番号による時間差販売等、当日の混雑が緩和する策を講じること。
- [1 0] 対策を講じても混雑が緩和される見込みがなく、密集状態が継続されると判断した場合は、物販の中断を指示する場合がございます。この場合は、感染防止策を最優先に考え、当施設担当者の指示に従ってください。

6. 特典会実施方法

特典会を実施する場合は下記の点を遵守してください。

- [1] 当施設内での特典会を実施しないことを最優先に考え、オンライン特典会の実施を検討すること。
- [2] 特典会を実施する場合は、当施設担当者へ事前に実施方法を提示し、当施設の承諾を得ること。承諾を事前に得てない場合、特典会の開催は禁止とします。
- [3] 特典会の最中も出演者はマスクを着用すること（フェイスシールド着用推奨）。
- [4] 来場者と出演者との接触は禁止とし、出演者と来場者が 1m 以内に近づくような内容としないこと。
- [5] 特典会でトーク・チェキ会をする場合は、来場者と出演者の間に飛沫防止シート（当施設貸出有）を設置すること。この場合も、1m の間隔を保つこと。
- [6] 待機列形成の際は最低 1m の間隔を設けること（当施設で足型マーク設置可能）。
- [7] 対策を講じても混雑が緩和される見込みがなく、密集状態が継続されると判断した場合は、特典会の中断を指示する場合がございます。この場合は、感染防止策を最優先に考え、当施設担当者の指示に従ってください。

4. 来場者に係わる感染防止策

1. 来場者への事前告知

催事告知媒体を活用し、来場者に対し下記事項を事前告知してください。

- [1] [\[1 章 2-1 入館制限者\]](#) に当てはまる場合は来場をしないこと。
- [2] マスクを着用して来場をすること。
- [3] 「3 つの密」を避ける行動を取るよう促すこと。
- [4] 出演者等の入り待ち・出待ちをしないこと。
- [5] 開場時間（先行物販開始時間）より早く来館しないこと。
- [6] イベント来場者名簿作成に関する個人情報登録方法の案内。
- [7] 時間差退場等の案内。

2. 入館時対応

来場者の入館時は下記のことを必ず実施してください。

- [1] 検温を実施すること。
- [2] [\[1 章 2-1 入館制限者\]](#) に該当する場合は入館させないこと。
- [3] アルコールによる手指の消毒をさせること。
- [4] マスク未着用者にはマスク着用を促すこと。

3. 本番中の対応 及び 影アナウンス

来場者に対し、本番中は下記のことを遵守するよう影アナウンス等で案内をしてください。

- [1] 着席状態を基本とし立見をしないこと。
- [2] 「大声を出す・歓声・歌う」など飛沫のリスクがある行為を禁止とすること。
- [3] 拍手など声を出さない方法での対応を推奨すること。
- [4] 終了後は時差退場を実施し、最大 30 分要する可能性があること。

5. ケータリング（飲食）提供時の感染防止策

1. お弁当の提供

来場者に昼食などでお弁当を提供する場合下記の点にご注意ください。

- [1] 飲食時以外はマスク着用とすること。
- [2] 会話は極力控えること。
- [3] お弁当のゴミについては片付けるスタッフを明確すること。
- [4] ゴミを片付ける場合は直接お弁当ゴミを触れないよう、ゴミの分別には来場者にご協力いただくこと。
- [5] 片づけを担当したスタッフはしっかりと手洗いと衣服の消毒をおこなうこと。

2. 懇親会の実施

懇親会を実施の際は下記の点を遵守するようお願いいたします。

- [1] 懇親会の飲食の提供はケータリング専門業者に依頼すること。
- [2] 当施設が紹介するケータリング業者以外に依頼する場合は、必ず事前に下見と当施設との打合せを実施し、感染防止策にご協力を得ること。
- [3] 大皿から取り分けるタイプではなく、個包装もしくは 1 名分カップスタイルの提供とすること。
- [4] 来場者が料理を取る際に食器（トンブ・箸）の共有をしないこと。
- [5] 飲み物は瓶・缶・ペットボトル・紙パックでの提供を原則とすること。
- [6] 食事を提供するスタッフと片付けるスタッフを明確に分けること。

6. 展示会・展覧会・セールの感染防止策

会場内を回遊させるようなイベントの場合、下記のことを念頭にイベント企画をおこなってください。

- [1] 一時収容人数は来場者間が最低でも 1 m 間隔を設けられる人数を最大収容人数とすること。（当施設の場合、150 名程度が目安。今後、政府・都の発令により変動する場合あり。）
- [2] 来場者導線は 1 方向を基本とすること。
- [3] 滞在時間を時間区分する等、長時間の滞在を避けさせる施策をおこなうこと。
- [4] 早めに来館することで来場者が得をするような演出をしないこと。
- [5] その他、事前滞留・混雑の予想がされる物販については、事前予約・事前整理券配布または座席番号による時間差販売等、当日の混雑が緩和する策を講じること。

第 4 章

陽性者対応の基本的な考え方

1. 感染者に係わる基本的な対応

1. 疑陽性者が発生した場合の相談窓口

一部の業界ガイドライン内に 37.5℃の発熱等があった場合、施設管轄保健所に連絡し指示を仰ぐ旨を記載しておりますが、施設管轄保健所ではそのような対応が出来ません。症状や状況により相談先は変わりますが、概ね下記の通りとなります。

[1] 東京都新型コロナコールセンター

感染した不安（軽微な症状が出ている）はあるが、強い症状が出ていない場合に相談する窓口。状況に応じて管轄保健所への連絡を案内。

📞 問合せ先：0570-550571 [9:00~22:00（土日祝も含む）]

[2] 該当者居住地の管轄保健所

強い症状がある場合、軽微であっても発熱・咳が複数日続いている場合に相談する窓口。もしくは、高齢・基礎疾患・妊婦の方の場合は、軽微な症状でも相談範囲内となる。

📞 問合せ先：[平日（日中）おおよそ 9:00~17:00] 該当者居住地の管轄保健所へ連絡
[土日祝・平日夜間] 03-5320-4592（東京都内共通）

[3] 当施設管轄の保健所（渋谷区保健所）

感染発覚後に調査など主体に動く保健所は該当者居住地の管轄保健所となるため、当施設管轄の保健所に指示を仰いでも回答はしていただけません。保健所に連絡の際は、該当者居住地の間隔保健所へご連絡をお願いします。

2. 疑陽性者の PCR 検査までの流れ

管轄保健所より「感染の強い疑いがある者」と判断されてから PCR 検査までは下記の通りとなります。

[1] 該当者居住地の管轄保健所が感染の強い疑いがある者と判断した場合、受診先の病院等を指示。

- [2] 病院等で受診し、PCR 検査が必要となれば PCR 検査の実施。PCR 検査が必要無いと判断すれば自宅療養などの経過観測等の指示がある。
- [3] PCR 検査が陽性の場合、入院または宿泊療養等となる。陰性の場合、自宅療養などの経過観測等の指示がある。

3. 陽性者発覚後の保健所の調査の流れ

陽性者が発覚した後の該当者居住地の管轄保健所は下記のように調査を進めます。

- [1] PCR 検査により陽性判定が判明し陽性者となった場合、検査を行った施設より、陽性者居住地管轄保健所に通知される。
- [2] 管轄保健所から陽性者に連絡が入り、入院等の指示及び行動履歴のヒアリングの実施。
- [3] 陽性者本人へのヒアリング内容は下記の通り。

〔感染源を特定するための調査〕

無症状の場合……PCR 検査の陽性結果日を発症日として直近 14 日間の行動調査

症状がある場合……症状が出た日を発症日として直近 14 日間の行動調査

〔2 次感染（濃厚接触者）の調査〕

無症状の場合……PCR 検査の陽性結果日を発症日として直近 2 日間の行動調査

症状がある場合……症状が出た日を発症日として直近 2 日間の行動調査

- [4] 陽性者が所属している会社がある場合、会社所在地の管轄保健所より所属会社へ連絡が入り、陽性者の行動履歴のヒアリングの実施。
- [5] 必要に応じて、感染場所と疑われる施設に対しても施設所在地の管轄保健所より、ヒアリングの実施。
- [6] ヒアリング及び他の陽性者情報と照らし合わせながら、「感染施設の指定」及び「濃厚接触者の確定」をおこなう。
- [7] 感染施設に指定された場合、施設所在地の管轄保健所より該当施設に「消毒命令」の通知がおこなわれ、施設内で陽性者が接触したであろう場所の消毒指示がされる。
- [8] 濃厚接触者に指定された場合、PCR 検査の実施指示がされる。

4. 陽性者発覚後の自主的なヒアリングの重要性

基本的には陽性者が判明した場合、判明した当日中に陽性者へのヒアリングがされることとなっておりますが、都内の陽性者数によってはヒアリングまで数日要する可能性がございます。このことから前述で示した保健所の調査内容を把握し、保健所のヒアリングを待たずして、事前に陽性者及びその周囲のヒアリングを取りまとめておくことを推奨しております。

このことにより、保健所からのヒアリングがより迅速におこなわれ、感染施設及び濃厚接触者の確定を早めることになり、2 次感染を広めないための重要事項となります。

 当施設より保健所へ確認をおこなったところ、上記の自主的なヒアリングを推奨されております。

第5章

陽性者等が発生した場合の 当施設の対応

1. 陽性者発覚時の当施設の対応

1. ご利用者から情報共有いただいた場合

ご利用者より陽性者の情報共有をいただいた場合、当施設は当施設管轄保健所に対応の指示を仰ぎます。その指示内容については、ご利用者へも共有をいたします。

2. ご利用者以外の情報ルートで発覚した場合

下記の情報ルートで陽性者が発覚した場合、当施設は当施設管轄保健所に指示を仰ぐとともにご利用者へも情報共有をいたします。

[1] 保健所の調査対象になったことにより陽性者情報を得た場合。

[2] (来場者等) 陽性者本人からの申し出により情報を得た場合。

2. 保健所調査に対する当施設の基本姿勢

1. 保健所の調査対象となった場合の対応

当施設が陽性者発生による保健所の調査対象となった場合、下記の対応をいたします。

[1] 調査により影響を及ぼすご利用者へ情報共有。

[2] 入居するビル関係者への情報共有。

2. 当施設が感染施設に指定された場合の対応

当施設が保健所から感染施設と指定された場合、下記の対応を取ります。

[1] 保健所の指示に従い、厚生労働省が推奨する方法を用いて専門業者による消毒を実施。

[2] 保健所の「消毒命令」からの消毒完了までの期間は施設休館とし貸出を停止。貸出停止期間に利用契約者がいる場合、当施設利用規約第 23 条に該当するものとする。

📖 当施設利用規約 (<https://withharajuku-hall.jp/tos.html>)

3. 当施設スタッフ及び当施設関係者が陽性者となった場合

1. 基本的な対応

ご利用者側に求める内容と同様に [\[4 章\]](#)、本章、[\[6 章\]](#) に示した内容の対応に加え、下記の対応をいたします。

- [1] 保健所の消毒指示の有無に関わらず、陽性者に該当するスタッフが利用した場所の消毒の実施。
- [2] 保健所の指示の有無に関わらず、自主的に当該スタッフの行動履歴をヒアリングし、濃厚接触者と疑われるスタッフの出勤を停止。
- [3] 陽性者及び出勤停止スタッフの出勤停止解除は保健所の指示に従い判断。
- [4] 出勤停止により人員が不足する場合は、当施設グループから補填スタッフを割り当て業務対応。

2. ご利用者への共有

当施設側の陽性者発覚により影響を受け得るご利用者へいち早く情報共有をするとともに、その後の対応について協議をすることを努めます。また、ご利用者への共有は優先度の高いご利用者から順に対応いたします。

第6章

陽性者等が発生した場合の ご利用者に実施いただく対応

1. 当施設への情報共有事項

1. 当施設に共有していただく情報

来場者及びイベント関係者で下記事案が発生した場合、当施設に情報をご共有ください。

- [1] 東京都新型コロナ相談センターもしくは保健所に相談する事案が発生した場合。
- [2] PCR 検査を実施した場合。
- [3] PCR 検査の結果が出た場合（陽性・陰性に関係なく）。
- [4] 陽性者の申し出があった場合。
- [5] 保健所より対応の指示をされた場合。

2. 情報共有対象期間

情報共有対象期間としては、当施設の「利用日の 1 か月前から利用日の 14 日後まで」の期間を対象とします。

2. 入館制限の該当者が発生した場合の対応

1. 来場者の場合

開場時に来場者の中から [\[1 章 2-1 入館制限者\]](#) に該当する者が発生した場合、入館をお断りするようお願いします。また、必要に応じて [\[4 章 1-1 東京都新型コロナ相談センター\]](#) に連絡をして指示を仰いでください。

2. イベント関係者の場合

入館時にイベント関係者の中から [\[1 章 2-1 入館制限者\]](#) に該当する者が発生した場合、[\[4 章 1-1 東京都新型コロナ相談センター\]](#) に連絡をして指示を仰いでください。

3. 入館後の体調不良者が発生した場合の対応

1. 体調不良者への問診の実施

入館後、来場者及びイベント関係者が体調不良を訴えた場合、下記の問診をおこなってください。

- [1] (体温を計測) 37.5℃以上か、もしくは平熱より 1℃高いか。
- [2] 倦怠感 (関節痛・身体が重い) があるか。
- [3] 咳が止まらない・息苦しさがあるか。
- [4] 味覚・嗅覚障害があるか。
- [5] 頭痛・下痢・嘔吐・目の充血・皮膚の発疹の症状いずれかの症状があるか。

上記の問診で 2 項目程度あてはまる場合は新型コロナウイルス感染症の疑いがあります。その場合は、[\[4 章 1-1 東京都新型コロナ相談センター\]](#) に連絡をして指示を仰いてください。また、その指示内容については当施設へ共有をお願いします。

2. 体調不良者を対応するスタッフの感染防止策

体調不良者が陽性者の可能性があるため、下記の感染防止策を取ってください。

- [1] 体調不良者を隔離した場所に移動すること。(当施設の場合、主催者控室・控室 1・2・倉庫を使用。)
- [2] イス等を使い横になれるようにすること。
- [3] 対応するスタッフは、マスク・フェイスシールド・ゴム手袋を装着 (それぞれ当施設提供)。

4. PCR 検査受診者 及び 陽性者が発生した場合

1. PCR 検査受診者が発生した場合

PCR 検査対象者が発生した場合、来場者及びイベント関係者の範囲内で当該対象者と濃厚接触者になりうる者への対応について、当該対象者の管轄保健所に指示仰いてください。また、その指示内容については当施設への共有をお願いします。

2. 陽性者が発生した場合

PCR 検査の結果で陽性と判断された場合、もしくは陽性者本人から申し出があった場合、当該陽性者の管轄保健所に指示を仰いでください。また、その指示内容については当施設への共有をお願いします。

5. 陽性者発生後の対応

陽性者発生後の対応は [\[4 章\]](#)、[\[5 章\]](#) の内容に基づき、当施設及び保健所と連携した対応をお願いします。

その他

1. 本ガイドラインの変更

1. 変更の可能性

本ガイドラインは、[\[1 章 1-2 参考とする情報 \]](#) の内容の変更、または新型コロナウイルス感染症を取り巻く情勢の変化に応じて変更する可能性があります。

2. 変更の周知

本ガイドラインを変更した場合、下記の方法で周知いたします。

- ・当施設ご契約者にはメールにて周知 及び 変更点のご説明を実施。
- ・その他、ホームページ上で変更の周知 及び 変更後のガイドラインの掲載。

2. その他

本ガイドラインに示されていない事項は、当施設利用規約に沿ってください。

2020 年 9 月 18 日策定